

(第三部) 第一百八十六回 參議院法務委員會會議錄 第三

一九九

をどのようにするかといった外国法事務弁護士に固有の問題がありましたことから、外国法事務弁護士による法人設立それ自体は見送られたものでござります。その後、弁護士の雇用の解禁などの外弁法の改正の状況ですとか内外からの要望などを踏まえて、平成二十年五月から二十一年十二月にかけて外国弁護士制度研究会において先ほどの問題点を含む外弁による法人設立に関する議論が行われた結果に基づいて今回の法改正に至つたといたします。

具体的な理由でございますが、近年の我が国における法律事務に対する需要は著しく複雑多様化、専門化、国際化する傾向にありますところ、法人化が認められませんと、まず第一に、法人の形で複数の資格者が組織化することによって専門性の高い法律サービスを安定的に提供することができない、第二に、複数の事務所を設置し全国的なサービスの提供をすることができない、それから、業務提携の基盤となります財産関係の明確化といったこともできないということになります。こういった法人化によるメリットを享受することができる、そのことがひいては国民がより質の高い外国法に関するサービスを享受する妨げとなるといったことが懸念されたわけでございまして、こういった法人化によるものでございます。

○山下雄平君 今法務省から御説明がありましたように、法人設立によって活動の幅が広がるということだと思います。また、いろんな事務所が地方にも設立することができるということであります。した。外国の法律事務所というのはどうしても東京が多いと思います。法人設立が認められる企業によって地方に支店が置けるようになれば、地方企業が海外に進出しようとされるようなときに手続の円滑化、利便性が高まるのではないかというふうにも推察されます。

子國出

—

る法人の設立が可能とされております。

だと思います

外国法事務弁護士の需要は高まってきたと思いま
すし、これからも高まっていくんだと思いま
す。今回の法改正が必要になつた背景にはそうし
た社会情勢、経済情勢の変化があるんだと思いま

では、具体的に日本国内での外国法事務弁護士の数の推移はどうなつてきているのでしょうか、お聞かせください。

この十年間おおむね十年間ということで見えて、みますと、外国法事務弁護士の登録者数につきましては、平成十五年の登録者数が三百六名でございましたものが、平成二十六年一月一日現在では三百七十六名となつております。これは、外国法に関する法律事務へのニーズに対応した形で数としても推移してきたものというふうに承知しているところでございます。

ないかなというふうに想像されます。今回の改正案の基になつたのが、法務省の御説明もありましたけれども、外国弁護士制度研究会、これが二〇〇九年十二月二十四日に出した報告書であります。この研究会は、法務省と日弁連でつくられていたというふうに聞いております。この研究会が出した報告書において、外国法事務弁護士の法人設立を認めるように提言されております。ただ、この報告書では、今回の法改正では盛り込まれなかつた、日本の弁護士と外国法事務弁護士が共同して法人組織をつくることも認めるように求めております。そして、共同法人を認めることに当たつては日本の弁護士業務に關して不当な閲与を禁止するなどの規制も設けるそういうふうにも書かれております。

かつたわけですが、今後、更なる制度の見直しの過程で共同法人の設立を認めるかどうかというのも大きな論点になってくるんだだと思いますけれども、こうしたこの報告書に書いてある弊害防止措置を講じても日本の弁護士への不当な関与への懸念は払拭できないと、そうしたような指摘もあるようでございます。共同法人設立の可否についての所見をお聞かせ願えますでしょうか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今、山下委員が引かれた報告書、これは法務省と日弁連がやつた報告書でございますが、確かにこの中では、今おつしゃつたように、日本の弁護士と外国法事務弁護士が共に社員となる共同法人、いわゆるB法人ということでおざいます。これについて、外国法事務弁護士である社員が社員又は使用人である弁護士に対する不当関与ということを、それに関しても規制を設けることによって乗り越えていくといいますか、そういう提案がなされている、検討がなされていたことも事実でございます。

しかし、その後の議論で、このいわゆる共同法人については、御指摘のような弊害防止措置を講じても、外国法事務弁護士が法人制度を利用して規制を設けることによって乗り越えていくといいますか、そういう提案がなされている、検討がなされていても、その業務を行なうことを容易にしてしまうのではないかという懸念がまだまた強かつたと、完全にそれを払拭させることは至らなかつたというのが今までの議論の実情でございます。

したがいまして、そういう共同法人について今後どう考えていくか。これは、今度の法改正でつくられる外国法事務弁護士のみが社員となる法人について、いわゆるA法人でございますが、そういう制度の利用状況あるいは活動状況、これを見極めた上で、必要に応じてまた適切に検討していくことなのかなと考えております。

○山下雄平君 まずはA法人ということだらうと思います。そして、その新たな制度はどういうふうな推移になつていくのか、また共同法人ということを望まれる声が今後どんどん強まつていくのかどうか、そうした状況を見ながら判断されるの

だと思います。

過去の法律改正で日本の弁護士の法人を認められるようになり、そして今回、外国法事務弁護士の法人を認めるようになるという改正案が出て、徐々に徐々に制度が改正されていくております。では、諸外国の制度というのはどうなつていて、どのような国と、またそういう制度がない国といふ違もあるとは思います。また、主要国の中では、外国の弁護士が法人をつくることが認められている、いや認められていない、そうした国の違いがある国と、またそういう制度がない国といふ違もあるとは思います。また、日本のように共同法人はまだまだ今後の課題だね、いやもう認められるよという国との違いがあるので、諸外国での外国の弁護士法人に関する制度の現状についてお聞かせください。

○政府参考人(小川秀樹君) お答えいたします。諸外国におきます外国弁護士の法人設立に関する制度は、それぞれの司法制度、弁護士制度の内容などに応じて異なるものでございます。主な外国ということで幾つかの例をお示しいたします。

まず、アメリカ合衆国でございますが、外国弁護士の受入れ制度という観点から見ますと、ニューヨーク州、カリフォルニア州などを始めとします三十州、それからコロンビア特別区で外国弁護士の受入れ制度がございます。そのうち、主要な州ということで調査いたしましたニューヨーク州、カリフォルニア州、コロンビア特別区におきましては、外国弁護士のみによる法人、弁護士と外国弁護士による法人、いずれの法人の設立も可能でございます。

次に、イギリス、連合王国でございますが、外国弁護士の受入れ制度がございます。外国弁護士のみによる法人、弁護士と外国弁護士による法人、いずれの法人の設立も可能でございます。

次に、ドイツでございますが、外国弁護士の受入れ制度がございます。弁護士と外国弁護士によ

る法人の設立が可能とされております。

なお、フランスにおきましては、我が国のように
な外国弁護士の受入れ制度はございません。他方
で、特別な試験によって弁護士と同等の資格を与
える制度があるというふうに承知しております。

以上申し上げましたように、ただいま紹介いた
しました各国のうち、外国弁護士の受入れ制度を
設けている国や地域のうちの多くは法人化につき
ましても認めているものというふうに承知してお
ります。

以上でございいます。

○山下雄平君 今御説明があつたように、もしか
したら細かな例外はあるかもしれませんけれど
も、諸外国の中ではこうした外国の弁護士を受け
入れているところというのは法人の設立を認めて
いるということで、日本も早くこうした制度をつ
くつていかなければならないということを私の考
えとしてもお伝えし、私の質問を終わらせていた
だきたいと思います。

ありがとうございました。

○前川清成君 おはようございます。

山下委員が二回連續御質問ということですけれ
ども、私も三回連続でございます。恐らく四回連
続になる予定でございます。よろしくお願ひいた
します。

それで、今日は外弁法の議論をさせていただか
なければならぬんですが、前回、少年法の際
に、少年審判を担当する裁判官の役割に関して
ちょっと余りにも議論が中途半端になってしまい
ましたので、冒頭、少しの時間だけこの問題を議
論させていただきたいと思います。

前回も申し上げましたけれども、過去に起こし
た犯罪の罪の大きさ、過去の出来事を検証すると
いうだけではなくて、将来の少年の更生可能性、
そしてその更生のために何どのような手段が相当
かというのは、お互いの神様でない身でありますか
ら、大変難しいそういう裁判ではないのかな、こ
ういうふうに思っています。この点、前回、最高
裁の方から、少年審判を担当するのは部総括クラ

スの裁判官から判事補まで様々ですが、こういうふうな御発言がありました。

そこで、まずここで言う部総括クラスというのはどういう意味なのか、お尋ねをいたします。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) お答えいたします。

地方裁判所も家庭裁判所も同様なんですが、部が設けられている裁判所におきましてはその部を総括する裁判官ということが設けられておりまして、言わばその部の中で一番先輩格の裁判官ということになるうかと思います。

○前川清成君 いや、それは分かっているんです。部総括とはと聞いていなくて、部総括クラス

とおっしゃつたので、部総括クラスというのはどういう意味ですかとお聞きしたんです。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) 言い方を変えますと、判事補との比較でいえば、判事もいれば判事補もいる。判事の中でも比較的ペテランの部総括クラスと部総括でない判事がおりますので、そういう意味で幅広く裁判官が担当している、そういう趣旨で申し上げたところです。

○前川清成君 部総括クラスというのは、同期で任官したほかの裁判官が例えば大阪地裁の民事第何部で部長をしている、そういうぐらいの期数になつてきました、経験年数になつてきたと、しかし別の裁判官はどこぞこの家庭裁判所で少年審判を担当していると、こういう意味なんですか。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) 必ずしもそういうふうに限つた趣旨ではございませんで、家庭裁判所におきましても部は設けられている裁判所はございまして、部総括という者が少年事件を担当している場合もございます。

○前川清成君 それではお尋ねをしますけれども、地裁の刑事部の部長を務めた裁判官がその次の転勤でどこかの家庭裁判所で少年審判を担当する、そしてまた次の転勤で例えば高等裁判所の右席に転勤をすると、こういうふうな人事異動はよく行われることなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) 地裁の刑

事部の部長、部総括を担当した方が家庭裁判所の少年事件を担当する例があることは承知しております

ますが、それがよくあることかどうかということについては、ちょっとお答え控えさせていただきたいと思います。

○前川清成君 江田元議長もお若いときに少年審判を御担当されたというふうにお聞きいたしましたけれども、外から見たイメージとして申し上げれば、例えば、最高裁の事務総局に勤務した経験のある裁判官であるとか、あるいは、今の最高裁

長官がそうですけれども、法務省に長らく出向している裁判官、これは優秀な人で裁判所の中でも評価が高い。これに対して、少年審判を担当する裁判官というのは必ずしもそのような評価が裁判所内でのない方、裁判所内ですよ、そのような私は人が行なわれているのではないかと、こういうふうに思つてゐるんです。そうであるとしたら、余りにも少年審判の機能の重要性というのを軽視しているのではないかと、こういうふうに思つています。それはそんなことありませんというふうにおっしゃつて、押し問答になるかもしれません

が。
例えば、岡家庭局長は、「家栽の人」という漫画をお読みになつたことはあるでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) 少し記憶は鮮明ではありませんが、比較的前の頃に出ていた漫画かと思ひますので、恐らく読んでいるものというふうに思ひます。

○前川清成君 漫画の話だと言つてしまえばそれまでなんですか、この「家栽の人」、家庭

の話にならぬといいます。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) 個別と申しあげましたのは、具体的に、現在、各府の少年担当の裁判官にどういう裁判官が担当することになつてゐるかということについては、お答えを控えたいというふうに思ひます。

○前川清成君 どうして答えを控えなければならぬんですか。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) どうあります。

書いて「家栽の人」という漫画があつて、この主人公の桑田さんという裁判官は、最高裁判事の息子。再び、優秀だから東京に転勤しませんか、このふうな内示を受けたけれども断る。最高裁判官への転任の内示も受けたけれども、それも決つたと。自分としては是非、子供たちの更生、成長でどこかの家庭裁判所で少年審判を担当する、そしてまた次の転勤で例えば高等裁判所の右席に転勤をすると、こういうふうな人事異動はよく行われることなんでしょうか。

れる主人公。

もう片方で、ヒラメ判事というあだ名を付けられた裁判官が出てきて、ヒラメというのは上ばつかり見ている、上昇志向が強いと、そういう意味ですけれども、その裁判官は、自分の出世につながらないから早く少年審判をやめたい、少年審

判をやめたい、少年審

判官がそのままではお答えするのは難しいところでござりますが、ただ、いずれにいたしましても、少年

事件を担当する裁判官におきましては、事件を処理するために必要な法的知識に加え、少年の健全な育成を期するという少年法の趣旨を十分に理解して審判を運営することが求められています。(発言する者あり)

○前川清成君 では、人事の方針をお答えください。

少年審判を担当する裁判官の実態としてこのようなことが私はあつてはならないと思うんですが、最高裁、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) 個別の具體的な人事に関しましては、お答えを差し控えた

○前川清成君 ということは、今、ごめんなさい、岡さん、私何か、前川裁判官はどういう人事ですかとか、岡さんは次どこの部長になられるんですかとか、個別的人事についてお尋ねしたこと

は一切ありません。一般論かつ物語の中の話をお聞きしているんですが、それがどうして個別の人

の話になるんですか。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) 人事の一一般的な方針といったしましては、適材適所ということで考えているということです。

したがいまして、現在の少年事件を担当する裁判官がどういう方が担当すべきかということになりますと、実際問題としてお答えするのは難しい

といふうに御理解いただければといふうに思

います。

な裁判官が少年事件を担当すべきかということにつきましてはお答えするのは難しいところでござりますが、ただ、いずれにいたしましても、少年

事件を担当する裁判官におきましては、事件を処理するために必要な法的知識に加え、少年の健全な育成を期するという少年法の趣旨を十分に理解して審判を運営することが求められています。(発言する者あり)

○前川清成君 では、人事の方針をお答えください。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) 人事の一一般的な方針といったしましては、適材適所ということで考えているということです。

○前川清成君 委員長、止めてください。答えさせてください。

○委員長(荒木清寛君) ジャ、ちょっとと速記を止めさせてください。

○委員長(荒木清寛君) ジャ、ちょっとと速記を止めさせてください。

〔速記中止〕

○委員長(荒木清寛君) ジャ、速記を起してください。

岡家庭局長、もう少し質疑者の趣旨に沿つて今お話ををお答え願えますか。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) 前回も申し上げましたが、少年事件を担当する裁判官は各府の裁判官会議で定める事務分配により決められております。

実際にどういう裁判官を担当すべきかということにつきましては、なかなか、そういうお尋ねになりますと、ちょっとお答えすることは難しいと

いうふうに御理解いただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) 例えば、A裁判所の刑事部に誰を配属させるか、どこどこ裁判所の民事部に誰を配属させるか、どこの家庭裁判所の裁判官として誰

の仕事をやりたいと、こういうふうに言つておら

いただきたいと思います。

その次に、外弁法人、今回の改正で外弁法人が認められます。先ほど小川司法法制部長から、平成十三年当時、弁護士法を改正して弁護士法人制度を導入したときには外弁に関して共同事業、雇用などの問題がまだ解決されていなかつたんだと、だから平成十三年には導入しなかつたんだというお話をございました。しかし、その後、平成十五年に外弁法、前回の改正がございまして、その際に、この共同事業、さらには外弁が日本弁護士を雇用することも認めています。小川司法法制部長のおっしゃったところの様々な周辺の課題というのを、平成十五年の改正で解決されたわけです。

それにもかかわらず、平成十五年から今日まで十年以上、なぜかこの外弁法人の設置については手付かずのままだつたわけです。そうなりますと、やっぱりなぜ見送つてきたのかなど、様々な解決すべき事情というのが解決しているのであれば、もっと早くにやつてもよかつたというふうにも思います。この点、いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) ちょっと必ずしもそこは私よく分析できておりませんし、また、実はこの間余り私、法務担当をしておりませんでしたので国会内でどういう議論の状況だったのか必ずしもよく承知しておりませんので、少しあなたいうことも改めて勉強いたしたいと思っております。

○前川清成君 それでは、次の質問に移らせていただきますけれども、私が弁護士登録をいたしましたのは一九九〇年、平成二年なんですねけれども、その当時は、弁護士会館に行くと垂れ幕があつて、拘禁二法反対だとあるいは外弁絶対阻止とか、そういう垂れ幕があつて、弁護士会的に言つて、この外弁反対というのが大きな課題でした。ところが、今般の改正において、もうそのような話はすつかり私の耳には聞こえなくなりました。

どうしてここまで関係団体の意向といふのか意

見が変わつてしまつたのか、あるいは、それに関する日弁連その他関連団体がどのような意向なのが、お尋ねいたします。

○國務大臣(谷垣禎一君) 確かに、前川委員が弁護士になられた頃のその垂れ幕が張つてあつた状況というのは、私も、このかいわいを歩きましたが、東京の弁護士会もそういうようなものを張り出しております。

それで、その当時はやはり、何というんでしょ

うか、言葉が適切かどうか分かりませんが、黒船

来るみたいなところがございまして、恐怖感とい

うか、日本の弁護士についてもあいつのがどつ

と大量に入つてきたとき大変だぞというような恐

怖感も相当あつたのではないかなど、当時の雰囲

気を顧みるとそう思つております。

それで、一番最初に入れたときは、もう委員も

御承知のように、今から考えるとかなりいろいろな制限というか規制がございまして、そういう

ものを見実際に移してみると、まあそれほど黒船と

言わなくていいのかなというような変化があつ

た。それから、やはりあれ以来日本の企業取引と

いうようなものも相当変化してきておりますの

で、実際の需要というものもあつたんだろうと思

います。

それで、今各団体でございますが、日弁連はこ

の今回の改正案には賛成しておられると承知して

おります。それから、本法律案、この制定の過程

では、A法人、B法人、いろいろ御議論がござい

ましたけれども、現在、この出させていただき

いる案に関しましては反対する団体があるというふうには承知しております。

○前川清成君 今大臣がおっしゃつたように、私

も、当時の弁護士の皆さん方には、黒船とい

うか、大き過ぎる幻想を持つておられた

のが一つあるのかな。もう一つは、その外弁以上に、たかだかやつてきたところで三百六十人、七

十人の外弁に比べて、合格者三千人を目指す、あ

るいは合格者二千人となつてゐるわけですから、それどころでなくなつたというのが二つ目。もう一つは、規制緩和がある意味行き着くところまで

行き着いたんじゃないのかなと思つていてます。

例えば、先ほど申し上げた共同事業、これも当

初は禁止されておりましたが、平成十五年の改

正、二〇〇三年の改正においては、共同事業のみ

ならず、外弁が日本の弁護士を雇用することさえ

認められています。あるいは、当初は職務経験要件、これが資格取得において五年間でしたけれ

ども、一九九四年の改正において、国内での事務

員としての経験、これを二年を限度としてその五

年の職務要件に算入する。あるいは、九八八年の改

正においては、当初五年だったものが三年に、し

かも日本国において事務員として働くのは一年を

限度としてこの三年に算入することができる。

例えば、アメリカのニューヨーク州の弁護士さん

も、ニューヨークで一年間弁護士をやつてきた

ら、あとはもう日本でニューヨーク州弁護士として働くことができる。

私は、ある意味、規制改革、規制緩和がこれ以

上ないところにまで行き着いて、今回の弁護

士法人の設置、外弁法人の設置でもう完成したの

かなど、こういうふうに考えております。この規

制緩和に関してはいかがお考えでしようか。

○委員長(荒木清寛君) 谷垣法務大臣、時間が来

ておりますので簡潔にお願いします。

○國務大臣(谷垣禎一君) はい。確かに、委員の

おつじやつたような面もあるて、随分オープンと

いえばオープンになつてきたという面はあると思

います。ただ、もうこれで打ち止めかどうかは私

分かりません。やっぱり具体的な、今度の改正案

にしても、実施してみてまたその辺りを見ながら

議論しなければならないことがあるかもしれません

。やはり制度というのは常に見ていかなきやな

りませんので、そんな感じを持っておられます。

○前川清成君 例えば、旧司法試験のときは二万

五千人が受験をして五百人しか合格できなかつた

というふうな制度の国もあります。他方、中国は

毎年十万人が弁護士になるそうですし、私の同期

が二ユーヨーク州で弁護士資格を取つたときは、

ニユーヨークに行つて半年間英会話学校に行つ

て、一年間ロースクールに行つて、それで合格し

たと。世界を見渡すと、弁護士といつても様々

仕組みがあろうかと思います。

したがつて、この外弁制度を議論するに当たつ

ても、もちろんグローバル化は大事でありますけ

れども、それぞれの国の弁護士制度のありようを

考えた上で議論しならないと考えておりま

す。そのことを申し上げまして、私の質問を終

わらせいただきたいです。

ありがとうございました。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。

どうぞよろしくお願いいたします。

今日議論になつております外国法事務弁護士制

度といいますのは、外国の弁護士資格を有する者

が外国法事務弁護士として我が国で登録をしまし

て、その外国法に関する法律事務の取扱いを認め

る制度でございますけれども、実際に外国法事務

弁護士さんと接する機会があるという方は恐らく

一部の方であるかと思います。ですから、多くの

国民の皆さんには、外国法事務弁護士といいまし

てもなじみがないわけでございます。

そこで、改めましてお尋ねしたいのですが、こ

の外國法事務弁護士というのはどういう業務を行

うのが、具体的にイメージができるよう御説明

いただけないと有り難いんですが、お願いいたしま

す。

○政府参考人(小川秀樹君) お答えいたします。

まず、日本の弁護士は、日本法と外国法に関す

る法律事務を取り扱うことが可能でございます。

これに対しまして、外国法事務弁護士が取り扱う

ことのできる法律事務の範囲は制限されておりま

す。

すなわち、第一に、原資格国法、これはその外

国法事務弁護士が元々弁護士の資格を取つた國の

法律に関する法律事務を執ることができるという

のが第一でございます。

また、指定法と言われておりますが、外国法事務弁護士が原資格国以外の外国の弁護士となる資格を有する場合などにおいて、その外国法について、法務大臣の指定を受けた場合、その指定法につきまして法律事務を執ることができます。

また、指定法以外の特定外国法、いわゆる第三国法を原資格国法とする外国法事務弁護士などの書面による助言を受けるといふことがありますと、これにつきましても法律事務を執ることができます。書面による助言を受けるといふことがありますと、これにつきましても法律事務を執ることができます。

また、国際仲裁事件の手続代理につきましても可能でございます。

ただ、現在の外弁法におきましては、我が国の公益上の見地から外国法事務弁護士に取り扱わせることが相当でないとされております業務、すなわち国内の裁判所、官公署における手続代理及びこれらの機関に提出する文書の作成などについては取り扱うことができないとされています。

○佐々木さやか君 今の説明を聞いてもなかなか具体的なイメージは難しいかもしれませんけれども、今回の法改正といいますのは、外国法事務弁護士の活動の基盤を整備をして、その業務の充実につながるものだらうといふうに理解をしておりますけれども、この外國法事務弁護士さん、要するに外国の弁護士さんなわけですが、日本における弁護士だけではなくて外国法事務弁護士の活動を我が国で充実をさせていくというのは、我が国、また日本企業にはどういうメリットがあるんでしょうか。

○副大臣(奥野信亮君) 部長の話を聞いてもお分かりにならないというか、皆さん方納得としないところがおありのようなので、私の経験を含めて、一つの事例といいましょうか、それをお話をさせていただきたいなと思います。皆さん方御承知のように、今企業は非常にMアンドA等が盛んになつてきて、かなり国際化、グローバル化が進んでいるわけであります。私も実

は企業においてましたときに、今から十五年ぐらい前でありますけれども、あちこちの企業を買収するというようなことを試みて、成功したものもあります。そういう中で、外国企業の買収をするときには、やはり外国の法律に堪能でないと間違つて歩んでしまう、そんな意味で、日本の弁護士さんにも随分力を貸していただきましたけれども、必ずしもそれで十分であつたというわけではなかつた。そんなことから、コンサルタントを通じてかなり外国の弁護士を使った経験がございました。その当時はまだまだ、共同化といいましょうか、外国人弁護士は企業化できない状況にあつたわけであります。その都度外国とコンタクトをしたわけであります。

そうして、一つの例で申し上げますけれども、日本の企業が例えば多国籍企業をMアンドAするという、そんなような場合、Xという企業がYという企業を買収するというようなケースがその例であります。そのYという企業は、アメリカ、特にニューヨークに本店があつた、そして支店がイギリスにあつた、そして例えば特許権はアメリカやフランスのものを使つていると、こんな大変、コングロマリットといいましようか、そんな企業を買収するときに、外国人弁護士、外国法事務弁護士といいましょうか、そういう企業体の中、日本において支店を出せるということがあります。

○佐々木さやか君 副大臣の御経験も踏まえての御説明、ありがとうございました。ちょっと時間の関係もござりますので一つ質問を飛ばさせていただきまして、海外進出を計画するような中小企業に対する法的サポートの体制という点について御質問をしたいと思つております。

この外國法事務弁護士の制度は、外国法事務弁護士の顧客というのはやはり基本的には大企業中心なのかなと思います。ですから、この外國法事務弁護士の日本での活躍が必ずしも中小企業の海外進出についての法的サポートの体制の充実にはつながらないのではないかといふうにも私は感じております。

この日本の弁護士の国際的分野での活動領域拡大というところについては、先日、公明党の方で大といためには、外国の弁護士さんに日本においていくためには、外国の弁護士さんには大企業中心的なものかなと思います。ですから、この外國法事務弁護士の日本での活躍が必ずしも中小企業の海外進出についての法的サポートの体制の充実にはつながらないのではないかといふうにも私は感じております。

この日本の弁護士の国際的分野での活動領域拡大といためには、先日、公明党の方で大臣に法曹養成に関する緊急提案というような形で活動領域の拡大についても申入れをさせていただいたんですけれども、この点についての今後の

出に資するため様々な方策を検討しているところでございます。

特に、日弁連とも密接に連携を取りまして、法曹有資格者の海外展開を促進するための取組を行つております。その試行方策の一つといたしまして日弁連が実施しております、海外への事業展開などに係る法的支援を希望する中小企業、こういったところに初回無料の法律相談などの支援を行つて分析、検討を行つてあるところでございります。

それともう一つは、外国人弁護士が個人で対応してもらうと、万一本多つた場合の賠償能力なんてふうに感じるわけです。

それはもう一つは、外国人弁護士が個人で対応してもらうと、万一本多つた場合の賠償能力なんかは、企業体であるならば企業体が賠償能力をかぶるわけでありますから、そういう意味では非常に賠償能力も大きくなつてくると、こういうこともあります。私は、外国人弁護士が企業体を形成するということについては、日本の企業これから国際化をする企業体にとって非常に利便性の高い一つの方向性ではないかなと、こんなふうに感じるところであります。

○佐々木さやか君 副大臣の御経験も踏まえての御説明、ありがとうございました。ちょっと時間の関係もござりますので一つ質問を飛ばさせていただきまして、海外進出を計画するような中小企業に対する法的サポートの体制という点について御質問をしたいと思つております。

我が国の国際競争力及び経済力の強化という観点からも、中小企業の海外進出を促進するための法的支援を充実させることは重要であると認識しております。そのため、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○佐々木さやか君 我が国における法律事務の複雑多様化、また専門化、国際化ということに対応していくためには、外国の弁護士さんに日本においていくためには、大企業中心的なものかなと思います。ですから、この外國法事務弁護士の日本での活躍が必ずしも中小企業の海外進出についての法的サポートの体制の充実にはつながらないのではないかといふうにも私は感じております。

この日本の弁護士の国際的分野での活動領域拡大といためには、先日、公明党の方で大臣に法曹養成に関する緊急提案というような形で活動領域の拡大についても申入れをさせていただいたんですけれども、この点についての今後の

○政府参考人(小川秀樹君) 法務省では、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会、それからその下に海外展開に関する分科会を設け

○國務大臣（谷垣禎一君）弁護士に限らず、日本の法曹有資格者と申しますか、法律家が国際的なあるいは専門的能力を身に付けて海外に拠点も設けて活躍する、そういう活動領域を広げていくということは我が国の企業の海外進出を支援する上でも大変重要でございますし、それから昨今の事例では、捕鯨に関して国際司法裁判所で残念ながら負けてしましました。ああいうもの支える法律家といいますか、国内でいえば私ども法務省には証務という部門がございますが、ああいうもの、例えば国際証務というようなものもあるいは考えていたときに、やはり、弁護士だけではないかもしませんが、日本の法律家の活動領域の拡大という意味で今問題を取り上げていくことは極めて私は大事ではないかと思います。

こういう問題意識の下で法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会というのを設けまして、その下で法曹有資格者の海外展開に関する分科会を設けております。ここでは日弁連とも連携して、法曹有資格者の活動領域の拡大をどうやって促進していくか、それから官民の関係機関との連携と、こういったことも含めて今検討を進めさせていただいております。

先ほど日本の企業と申しましたが、佐々木委員が指摘されましたように、中小企業なんかも随分、大きな企業ですと商社の支援を受けるとかいろいろやり方があると思いますが、中小企業等々でやっぱり海外進出をしたい、こういう企業もたくさんございます。そういうふうにどう対応していくかということも含めて検討を進めてまいりたいと思っております。

○佐々木さやか君 以上で終わります。

○行田邦子君 みんなの党 行田邦子です。ようしてしまいますので、大臣への一番目の質問は省かせていただきたいです。済みません。

二番目の質問から行きたいと思います。この度の改正法案というのは、外国法事務弁護士の改定報告書の中では、いわゆるA法人、今回の改定ではB法人について否定的な意見もあつたと承知

士による法人制度を設けるということで、外国法事務弁護士のみが社員となるものでございます。一方で、これまでの外弁法の何回かの改正によつて弁護士と外国法事務弁護士の共同事業というのが認められているわけです。平成十五年の改正によつて自由化されました。

そこで、まず政府参考人、部長に伺いたいんですけれども、この共同事業の届出状況や、また業務提携の傾向などについて教えていただけますでしょうか。

○政府参考人（小川秀樹君）外国法共同事業の推移について申し上げたいと思いますが、平成十七年四月一日現在、これは共同事業に関する規制が廃止された改正法が施行されたときでございますが、平成十七年四月一日時点では、外国法共同事業の数は十九、それから被雇用者も含めた外国法共同事業にわたる弁護士の数は三百十二名、被雇用者も含めました外国法共同事業にわたる外国法事務弁護士の数が九十九名でございます。これは届出によるものでございます。

これに対しまして、平成二十五年の四月一日時点におきましては、外国法共同事業の数は三十六、被雇用者を含めました外国法共同事業にわたる弁護士数は六百七十七、被雇用者も含めました外國法共同事業にわたる外国法事務弁護士の数は二百二十五でございます。この間、増加傾向にござります。

○行田邦子君 この弁護士と外国法事務弁護士の共同事業という制度は一定程度ニーズがあつて、また増加傾向にあるということであります。

そこで、この度の改正法案に關係する法人制度についてとそれから共同事業について、その違いについて伺いたいと思うんですけれども、ます、今回の改正法案が提出をされることに先立ちましまして、日弁連と法務省の共同による外国弁護士制度研究会といつものが設けられていたと承知しています。

そこで、平成二十一年の十二月二十四日に出された報告書の中では、いわゆるA法人、今回の改

正法案で盛り込まれた、外国法事務弁護士のみが社員となる法人を認めるというA法人、それだけではなくて、いわゆるB法人と言われているものでありますけれども、弁護士と外国法事務弁護士が共同で法人をつくるということ、これも必要であるといつた提言になつてゐるわけであります。ただ、これは認めずA法人のみとということになりました。

そこで、伺いたいんですけど、共同事業といつた状況の中でのこの共同事業と、それから外国法事務弁護士と弁護士の共同法人、この違

いなんですか、まだ増加傾向にある結果として、今回の改正法案といつのは、B法人

ではありませんけれども、B法人の利用状況や活動状況を見

ては、今般の法改正によつて設置されます、創設されます外国法事務弁護士のみが社員となる法人制度、いわゆるA法人の利用状況や活動状況を見

めた上で、必要に応じて今後また議論をしなければならないと考えているところでございます。

○行田邦子君 そこで、次の質問は、これは確認

なんですか、外國法共同事業では行えないけれども共同法人化することによって行える事務

というものがはあるのかどうか、確認をさせていた

だかたいと思います。

○政府参考人（小川秀樹君）今回の改正、つまり法人化は、外国法事務弁護士に対して法人を設立することを許容するものでございます。法人化によって法律上認められる業務範囲を拡大する

うものではございません。

○行田邦子君 共同事業ではできないけれども法人化ができる新たな事務といつのは特にないと

いうことを確認させていただきました。

そもそも、平成二十一年の外国弁護士制度研究会では、一旦は提言として、A法人だけではなく

B法人も認めるべきではないかといつた報告書になつてゐるわけであります。今後、まずはこのA

法人のみを認めるという改正案でござりますけれども、制度の運用の状況を見ながら、また、中

していませんけれども、そういうつた団体等の意見も踏まえながら、今後、B法人というものをどういうふうに認めていくかということも検討していくべきではないかなというふうに思つております。

そこで、次の質問に移りたいと思います。

今回の改正法案の施行期日なんですねけれども、公布の日から起算して二年以内において施行となつています。ちょっとこれは何か、二年以内というのは長いのではないかという印象を受けるんですけども、施行に最長二年を要する理由と、それから施行のめどを教えていただけたらと思うんですが。

○政府参考人(小川秀樹君) 本法律案の公布後、日本弁護士連合会と各単位弁護士会、これは弁護士法人ができました際に日弁連と単位弁護士会に加わるわけでございますが、この日弁連と各単位弁護士会におきまして、新たに設立される外国法務事務弁護士法人についての会規あるいは会則を定める必要がございまして、そのため所要の準備期間が必要であることから公布日から二年以内と定めたものでございます。

法務省といたしましては、今後、具体的な準備事項やそれに要する合理的な期間などにつきまして、実際に外国法務事務弁護士を監督する日本弁護士連合会の意見を聞いた上で、適切な時期に施行できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○行田邦子君 よろしくお願ひします。

それでは、外国法務事務弁護士の登録それから監督について少し伺いたいと思います。平成二十五年、昨年九月に規制改革会議の中の貿易・投資等ワーキング・グループの議論が行われました。そこでの議事録概要を見ますと、外国法務事務弁護士の方からの要望として、外国法務事務弁護士の承認手続の迅速化を求める、そのような声がありました。書類が整つても大体四か月ぐらい承認されるまで掛かってしまうというような声もありました。これではビジネスのスピード

に間に合わないといったことでの迅速化の要望でしたけれども、そしてまた規制改革検討項目の一つにも挙げられることになりました。申請から承認までに要する処理期間が今は大体どのぐらい掛かっているのかと、それから簡素化、迅速化が可能なかどうか、お聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(小川秀樹君) 法務大臣によりますと、外國法務事務弁護士の承認手続は、申請者が承認をするための基準に適合しているかどうかを個別的に審査する手續でございまして、その審査の内容も一様ではないわけではございますが、法務省では、外國法務事務弁護士の承認手続の標準的な期間、処理の期間といたしまして、承認申請受理票を交付した日、つまり承認の申請を受理したときから二か月以内というふうに定めております。法務省といたしましては、これまでも承認申請手続の合理化に取り組んでまいりました結果、最近の承認手続はおおむね円滑に進んでいると認識しているところでございますが、様々な御意見ござります。引き続き必要な改善を努めてまいりたいと考えております。

○行田邦子君 改善されているという御答弁ではあります。引きましたけれども、こうした意見が出されたのは平成二十五年、つまり昨年の九月、十月なわけですね。半年前にも更にこれは迅速化できないかという要望が出されているわけでありますので、この制度としてこういった外國法務事務弁護士というものが認められているわけですので、それはその二つに応じて的確にまた承認をすると、いたずらに時間を要するようなことがないように制度の運営改善にも図つていただきたいというふうにお願いを申し上げておきます。

そこで、最後の質問になります。
○行田邦子君 よろしくお願ひします。
それでは、外国法務事務弁護士の登録それから監督について少し伺いたいと思います。平成二十五年、昨年九月に規制改革会議の中の貿易・投資等ワーキング・グループの議論が行われました。そこでの議事録概要を見ますと、外国法務事務弁護士の方からの要望として、外国法務事務弁護士の承認手続の迅速化を求める、そのような声がありました。書類が整つても大体四か月ぐらい承認されるまで掛かってしまうというような声もありました。これではビジネスのスピード

ば身内である、また見方を変えると競合他社でもあるというわけであります。身内でもあり、また一方で競合他社でもある日弁連が外國法務事務弁護士の監督を行うと、承認をしている法務大臣ではないというふうな制度にしたのはなぜなのでしょうか。

○政府参考人(小川秀樹君) まず日本の弁護士の方から考えますと、弁護士法におきましては、法律事務を取り扱う弁護士としての資格を認めるか否かは司法試験などによって国が行うこととしている一方で、いわゆる弁護士自治を認める観点から、日本弁護士連合会と各単位弁護士会に日本の弁護士についての監督権が認められております。外國法に関する法律事務を取り扱う外國法務事務弁護士、それから今回の中の改正によりますと法人につきましても、同じ観点から、法務大臣がその承認を行うこととする一方で、日本弁護士連合会と各単位会が監督を行うこととしたものでございます。

○行田邦子君 外國法務事務弁護士の承認といつのは制度上法務大臣が行うということになつて、実際には平成二十五年、つまり昨年の九月、十月なわけですね。半年前にも更にこれは迅速化できないかという要望が出されているわけでありますので、この制度としてこういった外國法務事務弁護士というものが認められているわけですので、それはその二つに応じて的確にまた承認をすると、いたずらに時間を要するようなことがないように制度の運営改善にも図つていただきたいというふうにお願いを申し上げておきます。

○仁比聰平君 日本共産党の仁比聰平でございます。
○行田邦子君 外國法務事務弁護士法人を認める外法改正案は、今回の改正内容にとどまる限りでは特に問題とすべき規制緩和ではなく、弁護士会への入会と監督の下に置くものであり、賛成をいたします。今日は戸籍事務の民間委託について伺いたいとおもっています。

が、闇金被害などで、信用を偽装する虚偽の養子縁組というのが大問題になつきました。この虚偽の養子縁組ではないかと疑わしい、例えば縁組の養子縁組ではないかと疑わしい、例えれば二、三歳しかない、戸籍を見ても短期間で何回も縁組をしているということが分かる届出などがあります。これに窓口でどう対応するかについて、二〇一〇年の十二月の通達で、書類が整つていれば受理するしかないという形式的審査主義ではなくて、市区町村の実質的審査権を明確にして、状況によつては踏み込んで審査をする、疑義ある縁組届は法務局に受理照会をするという運用が行われて、抜群の効果を上げているわけです。

この審査について、一昨年、平成二十四年の一月に東京戸籍住民基本台帳事務協議会の場で民事第一課長が講演をしておられまして、この市区町村の審査について、当該届出が虚偽であると担当者が疑義を抱いても法律上本当にこれは何もできないのか、何もしようがないのか、そうではないのか。実際に、審査の対象は、届出に記載漏れがないかどうかというようなことだけではなくて、縁組を成立させることができない障害事由、法律上のもの、それから主觀的な要件としての身分行為に伴つて発生するような権利関係を享受するという意思、効果意思があるかどうか、ここに関わるものなのだと。そうした審査の対象とすべき資料についても、まず、審査の過程で偶然入手できた情報、当事者から聞き取りをした内容、あるいは市区町村がそれまでずっと延々と実務をやつてきて構築している、入手して持つていてやうした情報、こうしたものもしつかり踏まえてやるべきものだという趣旨の講演をなさつていま

す。例えば、届出人がすぐに縁組後の戸籍が欲しいとか、住基カードが欲しいとか、これも今すぐ急需されるとか、こうした届出人の挙動といいますか、そうしたものも含めて実質的審査の対象にならし、積極的に受理照会してくれという、そうした趣旨だと思いますが、それはそのとおりです

か。

○政府参考人(深山卓也君) ただいま指摘がありました平成二十二年の三二〇〇号通達というものですけれども、この民事局長通達の趣旨は、戸籍の窓口で縁組をする意思があることが疑わしい、縁組意思がなければもちろん縁組は無効ですけれども、そういった兆候のある届出がされた場合には虚偽の縁組がされることを防止するために、疑わしい届出を類型化した上で、こういうものについては市区町村長は受理、不受理について法務局に照会をする。そのことによって虚偽の養子縁組を防止しよう、こういうものでございますので、一定の類型化をしてお示しをしておりますが、全ての類型を書き切ることはこの種のものですからできないので、最終的には総合的に疑わしい客観的事情があるというもののについて受理、不受理の照会をしていただき、いろいろとになります。

○仁比駿平君 そうした客観的に疑わしいとい

うことを判断するのが市区町村の窓口であるとい

うことなんですね。

この講演の中でもう一点、今局長もおっしゃつ

た類型化をする通達は、戸籍事務に携わる高度の

専門的知識と経験を持つておられる戸籍の実務家

の皆さんに対するアンケートで作られたものであ

るというお話をあります。皆さんが実際の窓口に

立たれて、これは絶対にそうだなと思ったものと

してどんなものがあるのか、フリーで書いてい

もらう欄を設けていろいろ書いてもらつた、そ

れがこれですと。皆さんの深い経験と知識に基づ

いて、戸籍に携わっている健全な良識からして、

こういうケースは絶対におかしいなと思われるも

の、これを抽出し類型化をしたのが通達であり通

知の中身なんだとお話しになつていますが、こ

れはそのとおりですか。

○政府参考人(深山卓也君) そのとおりでござい

ます。全国の法務局を通じて各市区町村の戸籍窓

口のそういった実例についての知見を集め、そ

れを法務省の方で類型化をして通達として流した

ものでございます。

○仁比駿平君 私は、戸籍の証明や届出、あらゆる業務について、こうした審査によって、戸籍事務の根幹であるところの国民の親族、身分関係を登録し公証するという、この根幹への信頼が維持をされてきたのだと思うんですね。

そうした戸籍事務にも、全国およそ九五%の市

区町村でコンピューターが導入をされています。

今度調べて知ったのですけれども、コンピュー

ターといつても、ワープロで文字や数字を入力す

るというそうした話ではないんですね。戸籍情報

システムというふうに言うそうですが、民事局の

通達でも、可能な範囲で戸籍を編製する自動記録

機能と併せて自動審査機能を備えなければならな

いとされておりまして、これは、戸籍の届出は、

届出書などの記載が適法かどうかということを審

査しなければ受理をしてはならないということと

されていて、複雑な法律的判断を要するわけです

が、その審査事務に当たつて、コンピューターに

審査機能を持たせて、職員が端末画面と対話形式

で行えるようにすることとミスや漏れを防いで正

確性を確保しようとすると、そういうふう

に書かれています。

例えれば、出生届の入力をしていくとしますと、生まれた子が婚姻後四ヶ月以内ですがよろしくて、お一ヶ月だと、続行しますというクリックをすれば、それは、婚姻から二百日以内の出生は嫡出子の推定を受けないからです。このメッセージに対してオーケーだと、続行しますというクリックをすることは、推定されない嫡出子として受理をすることは、そういう法律上の判断をしていることになります。

○仁比駿平君 入力 자체というふうに、そんなふうに分けることが現実的ですかね。今のお話だと、極めて膨大な戸籍届、届出に限つたつてあるわけでしょう。

○仁比駿平君 入力自体というふうに、そんなふうに分けることが現実的ですかね。今のお話だと、極めて膨大な戸籍届、届出に限つたつてあるわけでしょう。

私は弁護士になったときに、この戸籍実務に関する争点、先例やあるいは判例集というのを、こ

んなに膨大なものがあるのを見て驚いたことがありますけれども、身分関係の得意に直接関わる戸籍だからこそ、様々な形で不服申立てや裁判も行

われているわけですね。つまり、この戸籍の信頼

セーションも出ます。これは、前に婚姻関係があり、

離婚もしているというようなことがあれば、その

前婚の嫡出推定を受けないかが問題となるからで

すけれども、その審査に当たつては母の本籍市區

町村に直接問い合わせることが必要で、電話を掛

けて前離婚の有無や内容を確認をするということ

結局、そうやって切り分けていくということ自

になるわけですね。

そうした審査を経て、最後に行われる受理、不

受理などの処分決定が行政処分のものであると

いうことはもちろんですが、窓口で受付した届出

書をこうした対話をやりながら戸籍情報システム

に入力する一連の業務は処分決定と密接不可分の

判断が必要な業務だと思いますが、局長、いかが

でしょう。

○政府参考人(深山卓也君) 処分に至る全体を見

ると、判断が必要な事務であることはもちろん明

らかです。ただ、コンピューター化されている戸

籍事務における届書の入力業務自体、要するに文

字を電子データとして入力するということ 자체

これ自体は、届書を受け付けた後、受理、不受理

の判断を行う前に、そういう法的な判断の前に行

われる事実上の事務ですので、それ自体、入力事

務自体は法的な判断を要しない事実上の行為とい

うことになりますので、市区町村の長あるいはそ

の職員が最終的に受理、不受理の決定処分をする

ということと関係はしますが、その前提となる事

務自体は法的な判断を要しない事実上の行為とい

うことになります。

○仁比駿平君 入力自体というふうに、そんなふ

うに分けることが現実的ですかね。今のお話だ

と、極めて膨大な戸籍届、届出に限つたつてある

わけでしょう。

私は弁護士になつたときに、この戸籍実務に関

する争点、先例やあるいは判例集というのを、こ

んなに膨大なものがあるのを見て驚いたことがありますけれども、身分関係の得意に直接関わる戸籍だからこそ、様々な形で不服申立てや裁判も行

われているわけですね。つまり、この戸籍の信頼

セーションも出ます。これは、前に婚姻関係があり、

離婚もしているというようなことがあれば、その

前婚の嫡出推定を受けないかが問題となるからで

すけれども、その審査に当たつては母の本籍市區

町村に直接問い合わせることが必要で、電話を掛

けて前離婚の有無や内容を確認をするということ

結局、そうやって切り分けていくこと自

体が非現実的だし、入力の際に、先ほどの例でい

りますと、母に前離婚歴がないかといったメッ

セージが出たときに、本籍地に問い合わせないと

先には進めないわけですよね。これを先に進んで

しまつて最後の決定だけ判断すればいいというこ

とに私はならないと思います。一々メッセージ

が出るたびにそうしたら権限を持つてある区職員

にこれを直接尋ねるんだということで偽装請負という

ことは一々指示を仰ぐということで偽装請負という

ことにもなるわけですね。

○政府参考人(深山卓也君) 処理が必要な事務であると

いうことはもちろんですが、窓口で受付した届出

書をこうした対話をやりながら戸籍情報システム

に入力する一連の業務は処分決定と密接不可分の

判断が必要な業務だと思いますが、局長、いかが

でしょう。

○仁比駿平君 私は、戸籍の証明や届出、あらゆる

業務について、こうした審査によって、戸籍事

務の根幹であるところの国民の親族、身分関係を

登録し公証するという、この根幹への信頼が維持

をされてきたのだと思うんですね。

そうした戸籍事務にも、全国およそ九五%の市

区町村でコンピューターが導入をされています。

今度調べて知ったのですけれども、コンピュー

ターといつても、ワープロで文字や数字を入力す

るというそうした話ではないんですね。戸籍情報

システムというふうに言うそうですが、民事局の

通達でも、可能な範囲で戸籍を編製する自動記録

機能と併せて自動審査機能を備えなければならな

いとされておりまして、これは、戸籍の届出は、

届出書などの記載が適法かどうかかといふことを審

査しなければ受理をしてはならないということと

されていて、複雑な法律的判断を要するわけです

が、その審査事務に当たつて、コンピューターに

審査機能を持たせて、職員が端末画面と対話形式

で行えるようにすることとミスや漏れを防いで正

確性を確保しようとすると、そういうふうに書かれています。

例えれば、出生届の入力をしていくとしますと、生まれた子が婚姻後四ヶ月以内ですがよろしくて、お一ヶ月だと、続行しますというクリックを

すれば、それは、婚姻から二百日以内の出生は嫡出子

の推定を受けないからです。このメッセージに対してオーケーだと、続行しますというクリックを

すれば、それは、婚姻から二百日以内の出生は嫡出子

の推定を受けないからです。このメッセージに対してオ

ゆる対応情報というのは、先ほど縁組の問題で摘をしたような、そういうあらゆる情報をつかむ力が求められるわけで、私は、こうした戸籍業務は本来責任を負う公務員によつて行われるということがあります。

そうした中で、今年一月に足立区が戸籍の証明届出を含む窓口業務の民間事業の外部委託を始めました。東京法務局は現地調査の上で三月にこれでは駄目だという通知を行つて、それを受けて、三月末に足立区は業務改善報告を出していわけです。

ところが、これ見ますと、戸籍のシステム上の入力と最後の受理判断や処分決定を峻別して、入力は全部委託業者が行う、受理判断以降を区に回すというふうになつてゐるんですが、こうした峻別つて、あととあらゆる戸籍の業務についてそんなことができますか。そんなことできるわけないと思うんですね。

こうした足立区の業務改善報告について法務省はどう今お考えなのか、最後に聞かせてください。

○政府参考人(深山卓也君) 足立区のケースについてですけれども、今御指摘のあつたような日時の経緯で三月の末に足立区長の方から業務改善報告を受けております。

これが本当に、書面で受けておりますが、実際の現場でどうなつてているのかということを、現在監督している東京法務局において近く、現場に臨場した上で、この切り分けがきちっとできているか、書面どおりですね、ということを調査をするということになつておりますし、現在調査中でございます。

したがつて、このケースが問題があるかなしかということについて、問題はないという報告は書面で受けておりますが、それを今確認をしてい、調査中ですので、確定的に調査結果が出る前になります。

○仁比聰平君 時間になりましたので、終わります。

○委員長(荒木清寛君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、石井準一君が委員を辞任され、その補欠として大沼みづほさんが選任されました。

○谷亮子君 生活の党 谷亮子です。

この法律は、昭和六一年五月二十三日、法律六十六号として成立をいたしまして、翌年、昭和六十二年四月に施行されました。この趣旨は、日本と諸外国との人的、物的交流の活発化の進展に伴つて国際的法律事務が増大し、外国の弁護士となる資格を備えて外国法について専門的知識を有する弁護士が、我が国において外国法に関する法律事務を取り扱うことができる道を開き、その法律事務の取扱いを規律するというものでございま

す。

こうしたことに対しましては、従来、外国のコンサルタントを雇い入れて外国の法制を任せると

す。

○谷亮子君 ありがとうございました。

今のお話にもございましたけれども、より継続性が増すと、そして共同的に作業していくことで非常にまた利便性等も確保されていくという点にあつたというふうに思います。

そして、やはり今回の改正におきまして、中小零細企業等がこれは海外へ進出をしようとする際に、各国においての法律の解釈であるとか、あとはやはりその法律の構成といったものがどういったものなのかということを事前に知つて行くといふことが非常に重要なことになつてくると思いま

す。

○谷亮子君 ありがとうございました。

今お話を伺つて、その点をしつかりと確保していかなければならぬと思います。そしてさらには、海外の企業から日本に来る場合も、日本に需要があ

る、脱退などによつて欠けた場合でも、弁護士法人によつて引き続きその受任事務が処理されるため依頼者の地位の安定強化が図られること、また、法人化により事務所規模の拡大を図り、優秀な人材を確保することなどが容易になること、さらに、法人名義での財産の保有、借入れなどを行うこととも可能となりますので、業務提供の基盤が強化されることなどが法人化のメリットとして指摘されるところでございます。

革事項に外国法事務弁護士事務所の法人化がこれ以上のようなことを踏まえまして、現在、経界で国際化が進展をいたしておりますけれども、先ほど奥野副大臣からお話をございましたけれども、特に外国企業との合併や買収といったMアンドAを通じた国際化を進めている経済環境にあるという現状もございます。また、独自で海外に企業展開される中小零細企業の方々もいらっしゃいますし、またそうした海外展開を求めていくとともに、中小零細企業の方たちも今後増えてくるのではないかということも十分考えられるわけでございます。

今回の法改正で外国法事務弁護士の法人制度が設けられることによりまして、外国法事務弁護士につきましてもこれと同様のメリットを享受することができます。

また、外国法事務弁護士による法律サービスを受ける側の方から見ましても、外国法事務弁護士が法人化することによりまして業務の共同化、分業化、専門化が進み、利用者に質の高い多様な法律事務を受けることが可能となるということが期待されるわけございます。

また、外國法事務弁護士による法律サービスを受ける側の方から見ましても、外国法事務弁護士が法人化することによりまして業務の共同化、分業化、専門化が進み、利用者に質の高い多様な法律事務を受けることが可能となるということが期待されるわけございます。

これまでの政府の方針といたしましては、平成十六年三月十九日に閣議決定されました規制改革・民間開放推進三か年計画の中で、国際化時代の法的需要への対応の中におきまして、今後の我が国における国際的な法的需要の動向や外国人弁護士の登録数、また外国人弁護士と日本弁護士との外國法共同事業の実態等も考慮しつつ、外国人弁護士事務所の法人化について検討を行い、結論を得ると定められまして、平成十九年六月二十二日に閣議決定されましたけれども、さらに、平成二十三年三月三十日に取りまとめられました構造改革特別区域の第十九次提案等に対する政府の対

亡、脱退などによつて欠けた場合でも、弁護士法人によつて引き続きその受任事務が処理されるため依頼者の地位の安定強化が図られること、また、法人化により事務所規模の拡大を図り、優秀な人材を確保することなどが容易になること、さらに、法人名義での財産の保有、借入れなどを行うこととも可能となりますので、業務提供の基盤が強化されることなどが法人化のメリットとして指摘されるところでございます。

革事項に外国法事務弁護士事務所の法人化がこれ以上のようなことを踏まえまして、現在、経界で国際化が進展をいたしておりますけれども、先ほど奥野副大臣からお話をございましたけれども、特に外国企業との合併や買収といったMアンドAを通じた国際化を進めている経済環境にあるという現状もございます。また、独自で海外に企業展開される中小零細企業の方々もいらっしゃいますし、またそうした海外展開を求めていくとともに、中小零細企業の方たちも今後増えてくるのではないかということも十分考えられるわけでございます。

この法律は、昭和六一年五月二十三日、法律六十六号として成立をいたしまして、翌年、昭和六十二年四月に施行されました。この趣旨は、日本と諸外国との人的、物的交流の活発化の進展に伴つて国際的法律事務が増大し、外国の弁護士となる資格を備えて外国法について専門的知識を有する弁護士が、我が国において外国法に関する法律事務を取り扱うことができる道を開き、その法律事務の取扱いを規律するというものでございま

す。

これまでの政府の方針といたしましては、平成十六年三月十九日に閣議決定されました規制改革・民間開放推進三か年計画の中で、国際化時代の法的需要への対応の中におきまして、今後の我が国における国際的な法的需要の動向や外国人弁護士の登録数、また外国人弁護士と日本弁護士との外國法共同事業の実態等も考慮しつつ、外国人弁護士事務所の法人化について検討を行い、結論を得ると定められまして、平成十九年六月二十二日に閣議決定されましたけれども、さらに、平成二十三年三月三十日に取りまとめられました構造改革特別区域の第十九次提案等に対する政府の対

度は日本企業が海外企業を合併、買収した件数が過去最多になつたと、これは報道ベースでござりますが、統計が出されておりました。二〇一二年度は五百二十七件で、これまで最多だった二〇一二年度の五百一件をこれは上回つております。これを牽引したのはアジア企業へのM&Aでございまして、これは二百二十六件ございまして、全体の四割超を占めているということでありました。この背景には、円高が進んだことと手元流動性の積み上がりで、日本の企業は最大のペースで海外企業の買収を進めているという状況にござります。

また、これは二〇一三年に大きく取り上げられた案件でござりますけれども、総合商社の大手の1社は、二〇一三年の七月にアメリカ大手穀物商社を、これは総額五十六億ドル、日本円で、当時になりますけれども、約四千四百八十億円での買収を完了いたしております。そしてまた、ほぼ同じ時期に、日本のたばこ産業が欧州の手巻きたばこ大手会社、こちらを六億ドル、当時の換算になりますと百二十億円で買収したほか、さらには食品関係では大手飲料メーカー等、また玩具メーカー等が、従来は国内向けの市場を対象としていた企業が企業買収を通じて海外に進出を果たしていました。

これによりまして、過去多額の買収資金を海外に提供してきていたイギリスと中国を上回る資金のサプライヤーに、供給源に今日本はなつていていう現状でござります。これは過去の日本企業の海外進出とは経済背景が根本的に異なつていてころもあるうかとは思われますけれども、成長そして高齢化の進展で国内の需要が縮小に進むという不可逆的な変化に、企業が日本国内にとどまらず海外進出を仕掛けていくという状況にあるというふうに思います。

また、こうした経営の方々におかれましては、過去の海外企業買収の成功と失敗から多くを学ばれまして、条件交渉にも厳しく臨んでいます。そしてさらには、対象企業の選定にも時間を

掛けて慎重に選定する等、明らかに買収の手法といふものも進歩してきているんだということでございました。そして、ここに企業買収に特化した、いまだ海外法制に熟知した国際法務サービスの需要が国内において伸びてきているという状況に日本は置かれていると、私は同時にそう感じております。

そこで、お伺いいたしますけれども、企業の海外展開が進むことで日本の法律事務所も海外展開していく可能性が高まつてくることが予想されます。また、今後も専門性の高い司法サービスの拡大が求められ、企業合併、買収などの専門分野に特化した弁護士の方の活躍する機会が増えていくことになると思われます。このようなことを踏まえた上で、今回の法改正は、弁護士個人あるいは既存の日本の法律事務所にとりましてどのような機会拡大として捉えられるのか、また、利用する日本企業にとりましてどのようなビジネス的メリットがあるのか、御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(小川秀樹君) 今回の法改正について見ますと、外国法事務弁護士に法人制度の創設を認めるというものでございますが、これは外国法事務弁護士がこれまで以上に複雑多様化、専門化した外国法に関する法律事務へのニーズに対応できるよう目的としたものでござります。

特に、外国法事務弁護士は、一般に国際取引、国際金融、国際投資など、日本企業の国際的な活動に關わる法律事務を提供することを通じて我が国における外國法に関する法律サービスの扱い手として活動していることからいたしますと、今後、外国法事務弁護士が法人制度を活用することを通じ、日本企業の国際競争力の強化に資することが期待されるところでござります。

また、当然のことながら、日本の弁護士あるいは日本の法律サービスを提供する者についても、同様の活用によりまして国際競争力の強化に資することが期待されるところでござります。

○谷亮子君 ありがとうございます。

今お話をございましたけれども、やはり日本の法律事務所がグローバル化をしていくというために

変わったと言われておりますけれども、近年、M&Aや企業再生、不動産投資などの証券化、株主代表訴訟などの案件が増加いたしましたが、これは急増してきているという状況もありまつて、その後増えると同時に、道を開くものにつながつてくるというふうに私は思います。

この十年ほどで日本の法律に関するマーケットもつと進出していくと、そしてまた日本の弁護士が国際的ないろいろな法律事務を処理する能力を更に高めていくと、日本の企業の海外発展、これが大企業というだけではなく、中小企業でもその方が日々にとりましては、資質や素養を磨く機会

が今後増えると同時に、道を開くものにつながつくるというふうに私は思います。

このことにつきましての御所見と、これを後押しそうな方針、施策をお持ちであるのかをお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、谷委員がおつしやいましたように、日本の法律事務所が国際的にももっと進出していくと、そしてまた日本の弁護士が国際的ないろいろな法律事務を処理する能力を更に高めていくと、日本の企業の海外発展、これは大企業というだけではなく、中小企業でもその方が日々にとりましては、資質や素養を磨く機会

が

あります。

ただ、かなり明るい材料もいろいろあることは事実でございますが、先ほども佐々木委員の御答弁の中で申し上げたことでございますが、先頃、国際司法裁判所で調査捕鯨に関する日本は敗訴いたしました。あの事例などを見てみると、あい

う国際分野で、あのような分野で活動し得る日本国際法家の層の薄さということも物語っているんじゃないかなと私は思つてゐるところでござります。

ただ、

かなり明るい材料もいろいろあることは

事実でございますが、先ほども佐々木委員の御答

弁の中で申し上げたことでございますが、先頃、

国際司法裁判所で調査捕鯨に関する日本は敗訴いたしました。あの事例などを見てみると、あい

う国際分野で、あのような分野で活動し得る日本

国際法家の層の薄さということも物語つてゐるん

です。

それから、私は、法務大臣になりまして、もちろん日本の法律家がどんどん活躍するということに

大事でございますが、やはりこれから発展途上

の国々に法制度支援をしていくことは極めて大事である。それは、その国の言わば道路とかそういう意味でのインフラではあります、その国が

発展し、法の支配を確立していく極めて大きなインフラであるというふうに思ひます。そこに日本

のノウハウを提供できるということになります

と、その両国間の関係の安定に資する、関係改善に資する、あるいはその地域の安定に資するといふことをございますが、さらに、そういう問題が

ありますと、法律家の養成ということをお手伝いをしなければうまくいかない。

私は、是非日本の弁護士の方々に国際的な場でも御活躍していただきたいというふうに思つております。そのために海外のローフームと日本の法律事務所で相互交流が図られていくという試みもあつてもいいのではないかなどというふうに思つてゐるんですけども、そこで、今後、日本の企業が海外進出を様々な態様で進める上におきまし

て、日本の法律事務所が国際的に規模を拡大し、また弁護士の方々も国際弁護士として御活躍をしていただぐ機会が増大することが考えられます。

このことにつきましての御所見と、これを後押しそうな方針、施策をお持ちであるのかをお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、谷委員がおつしやいましたように、日本の法律事務所が国際的にも

もっと進出していくと、そしてまた日本の弁護士

が国際的ないろいろな法律事務を処理する能力を

更に高めていくと、日本の企業の海外発展、これ

は大企業というだけではなく、中小企業でもその

方が日々にとりましては、資質や素養を磨く機会

が今後増えると同時に、道を開くものにつながつ

くるというふうに私は思います。

このことにつきましての御所見と、これを後押

しそうな方針、施策をお持ちであるのかをお尋ね

したいと思います。

○谷亮子君 ありがとうございます。

今お話をございましたけれども、やはり日本の法律事務所がグローバル化をしていくというために

変わったと言われておりますけれども、近年、

M&Aや企業再生、不動産投資などの証券化

が、これは課題があるというふうに思います

けれども、やはり日本の若手の法律家やそれを目指す方々にとりましては、資質や素養を磨く機会

が今後増えると同時に、道を開くものにつながつ

くるというふうに私は思います。

このことにつきましての御所見と、これを後押

しそうな方針、施策をお持ちであるのかをお尋ね

したいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、谷委員がおつしや

いましたように、日本の法律事務所が国際的にも

もっと進出していくと、そしてまた日本の弁護士

が国際的ないろいろな法律事務を処理する能力を

更に高めていくと、日本の企業の海外発展、これ

は大企業というだけではなく、中小企業でもその

方が日々にとりましては、資質や素養を磨く機会

が今後増えると同時に、道を開くものにつながつ

くるというふうに私は思います。

このことにつきましての御所見と、これを後押

しそうな方針、施策をお持ちであるのかをお尋ね

したいと思います。

○谷亮子君 ありがとうございます。

今お話をございましたけれども、やはり日本の法律事務所がグローバル化をしていくというために

変わったと言われておりますけれども、近年、

M&Aや企業再生、不動産投資などの証券化

が、これは課題があるというふうに思います

けれども、やはり日本の若手の法律家やそれを目指す方々にとりましては、資質や素養を磨く機会

が今後増えると同時に、道を開くものにつながつ

くるというふうに私は思います。

このことにつきましての御所見と、これを後押

しそうな方針、施策をお持ちであるのかをお尋ね

したいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、谷委員がおつしや

いましたように、日本の法律事務所が国際的にも

もっと進出していくと、そしてまた日本の弁護士

が国際的ないろいろな法律事務を処理する能力を

更に高めていくと、日本の企業の海外発展、これ

は大企業というだけではなく、中小企業でもその

方が日々にとりましては、資質や素養を磨く機会

が今後増えると同時に、道を開くものにつながつ

くるというふうに私は思います。

このことにつきましての御所見と、これを後押

しそうな方針、施策をお持ちであるのかをお尋ね

したいと思います。

○谷亮子君 ありがとうございます。

今お話をございましたけれども、やはり日本の法律事務所がグローバル化をしていくというために

変わったと言われておりますけれども、近年、

M&Aや企業再生、不動産投資などの証券化

が、これは課題があるというふうに思います

けれども、やはり日本の若手の法律家やそれを目指す方々にとりましては、資質や素養を磨く機会

が今後増えると同時に、道を開くものにつながつ

くるというふうに私は思います。

このことにつきましての御所見と、これを後押

しそうな方針、施策をお持ちであるのかをお尋ね

したいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、谷委員がおつしや

いましたように、日本の法律事務所が国際的にも

もっと進出していくと、そしてまた日本の弁護士

が国際的ないろいろな法律事務を処理する能力を

更に高めていくと、日本の企業の海外発展、これ

は大企業というだけではなく、中小企業でもその

方が日々にとりましては、資質や素養を磨く機会

が今後増えると同時に、道を開くものにつながつ

くるというふうに私は思います。

このことにつきましての御所見と、これを後押

しそうな方針、施策をお持ちであるのかをお尋ね

したいと思います。

○谷亮子君 ありがとうございます。

しかし、こういうことが本当の意味でうまくいくためには、日本の法律家の姿なんか見たこともないというようじややつぱり駄目だと思うんですね。至る所で日本の法律家が立派に仕事をしているところを海外の方が御覧になるというようなことが、やつぱり日本の何というんでしようか、國力といいますか、そういうものにつながってく面があるのではないかと思つておりますが、現状は、明るい材料もありますが、叱咤激励して頑張らなきゃならない面もございます。

それで、法務省では、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会というのをつくりまして、その下で法曹有資格者の海外展開に関する分科会というのも設けておりまして、今集中して議論を行つていただいているところでございます。これは大きな意味での法曹養成制度あるいは司法改革の一環でもあるわけでございますが、是非そこで力を込めた議論をしていただきて、その成果を具体的に生かしていくくということに全力を傾けたいと、このように思つております。

○委員長(荒木清實君) 谷さん、時間が来ております。

○谷亮子君 はい。大変貴重で今後実効性のある御答弁をいたしました。

今やはり谷垣大臣からお話をございましたよ

うに、法曹の養成の制度というのが今後求められていくということで、今までにその国際分野のスペシャリストを目指す法律家のためのセミナー等

が、これは日本弁護士連合会主催の下、法務省そ

して外務省が共同してセミナーを開催されてい

らつしやいます。ここでは、主に国際分野で活躍するプランを設計するための取組が実施されていますといふ取組もされていらっしゃいますので、今後更なる期待と、更に今回の法改正と併せてその取組が進められていくことを望みまして、私の質問を終わらせていただきたいといたします。

○糸数慶子君 無所属の糸数です。よろしくお願ひいたします。

○外国弁護士法改正について、まず一点目に、弁

護士法人の実情と今回の法改正の意義についてお伺いをしたいと思います。先ほど何度も質問の中に出でてはおりますけれども、改めてまたお伺いをします。

弁護士法人制度が導入されてから十年以上が経過し、弁護士法人の数も一定数あるようですが、その内訳を見ますと、最も多いのは弁護士一人の法人であり、次いで弁護士二人の法人が続き、この両者が法人の大半を占めています。弁護士法人制度は大手の事務所にとつては余り魅力のない制度となつてはいるのか、現在の弁護士法人の状況について法務省としてどのように評価されているのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(小川秀樹君) お答えいたします。法務省といたしまして、弁護士法人の実情の詳細を把握しているというわけではございませんが、平成二十五年三月三十一日現在の統計によりますと、六百四十六法人ございまして、その六百四十六法人のうち、所属する弁護士が一人又は二人であるものが二百三十五法人ござります。他方で、五十名以上の社員によって構成される弁護士法人も複数見られるところでござります。

これらの弁護士法人は、言わばそれぞれの規模に応じて法人化のメリットを生かして法的サービスを提供していると考えられるわけでございまして、弁護士法人制度の利用によりまして複雑多様化する国民の法的なニーズへの対応が図られているものと認識しているわけでござります。

○糸数慶子君 今回の改正によつて外國法事務弁護士も日本の弁護士と同様に法人化が認められるが、これは日本弁護士連合会主催の下、法務省そして外務省が共同してセミナーを開催されていくことでございまして、外國法事務弁護士の支店が設けられるかどうかは疑問でもあります。

現在、地方の企業も海外へ展開することは珍しくありません。海外において法的トラブルを回避するために、もちろん専門家の知見を利用したいとの声は高まっているものと考えられます。そのため、海外進出を望む中小企業が弁護士組織とすればその支店を設けることが可能となるわけですが、現実問題として、地方にそれほど外國法事務弁護士の支店が設けられるかどうかは認識をされていらっしゃいます。

そこで、このような問題点を踏まえまして、法務省では、御指摘ございました法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会と、その下に設置されました海外展開に関する分科会におきまして、日弁連とも密接に連携し、法曹有資格者の海外展開を促進するための取組を行つております。

特に、試行方策の一つといたしまして、中小企業の関連で申しますと、日弁連が実施しております、海外への事業展開等に係る法的支援を希望する中小企業に初回無料の法律相談などの支援を行う制度がございまして、この制度の実効性などについて有識者懇談会や分科会で分析、検討を現在行つてはいるところでござります。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

次に、企業活動以外の分野についてでございま

すが、まず、現代においては、経済活動を行ふ上

で諸外国との交流は避けて通れないという状況になつています。それに伴いまして人の移動もやつ

ぱり活発になつております。個人も国境を越え

質の高い多様な法律事務を提供することが可能となること、また、複数の事務所を設置することができますので、これによりまして法律サービスを全国的に提供することが可能となります。さらに、法人が受任主体となることにより、業務担当者の交代を円滑に行うことができるなど継続的、安定的な法律事務の提供が可能となります。また、社員が法人と連帯して責任を負うことから、依頼者に対する事務所の賠償能力が強化されますが、改めて伺います。弁護士の国際化の事務所の信用が増大する。こういった点が利点としては考えられるところでございます。

○糸数慶子君 この質問も先ほども何度も出たわけですが、改めて伺います。弁護士の国際化の中でも、地方の中小企業から見た場合について、海外からはこの外国法事務弁護士についてもその支店を設けられるようとの要望もあるわけです。が、今回の法改正によつて外国法事務弁護士も法人組織とすればその支店を設けることが可能となるわけですが、現実問題として、地方にそれほど外國法事務弁護士の支店が設けられるかどうかは疑問でもあります。

現在、地方の企業も海外へ展開することは珍しくありません。海外において法的トラブルを回避するために、もちろん専門家の知見を利用したいとの声は高まっているものと考えられます。そのため、海外進出を望む中小企業が弁護士組織とすればその支店を設けることが可能となるわけですが、現実問題として、地方にそれほど外國法事務弁護士の支店が設けられるかどうかは認識をされていらっしゃいます。

そこで、このような問題点を踏まえまして、法務省では、御指摘ございました法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会と、その下に設置されました海外展開に関する分科会におきまして、日弁連とも密接に連携し、法曹有資格者の海外展開を促進するための取組を行つております。

特に、試行方策の一つといたしまして、中小企

業の関連で申しますと、日弁連が実施しております、海外への事業展開等に係る法的支援を希望す

る中小企業に初回無料の法律相談などの支援を行

う制度がございまして、この制度の実効性などに

について有識者懇談会や分科会で分析、検討を現在行つてはいるところでござります。

た法律紛争に巻き込まれる可能性も高いものがあります。国会におきましては、先ほど前川委員からもございましたが、国境を越えた子の連れ去りに関するいわゆるハーグ条約、これが審議されたところであります。そこに関しまして、ます、外国法事務弁護士は原資格国法に関する法律事務を行うことができるわけですが、親族関係に関する法律事件については、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成について、これは弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならないというふうにされております。これ、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第三条二項にございますが、なぜこのような取扱いになつているのか、まず確認をしたいと思います。

例えば、アメリカに帰った父親に対して養育費を請求したいので相談をしたいといった場合、具体的にどのような取扱いになるのか、この点についてもお伺いいたします。

○政府参考人(小川秀樹君) 御指摘ございましたように、外国法事務弁護士につきましては、親族関係に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成については、これは日本の弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならないとされております。これは、やはり日本の文化、慣習に必ずしも精通しておらない外国法事務弁護士については、日本の弁護士との共同どちらには訴訟などの手続を利用するのかどうかについて、様々な前提によつて左右されるものでございますので、直ちにお答えすることはできませんが、今申し上げましたように、我が国の外弁法

の下では、親族関係に関する法律事件について
は、その当事者として日本国民が含まれるものに
ついての一一定の制限がございます。
○糸数慶子君 今、一一定の制限があるというお答
えでございましたけれども、実際には、沖縄にお
きまして随分この種の相談の案件がござります。
実際にハーダー条約締結されたわけでございます
ので、やはりこの要件に満たせるような活動を是非
やつていただきたいというふうに思いますし、
これまで、警察の方へ行つたり、あるいは弁護士事務所へ行つたり、いろんなところでたらい回し
にされて、実際に子の養育費を要求したい、それ

○國務大臣(谷垣禎一君) 今日の御質疑の中で何人の先生から、海外からもちろんいろいろな先生が見えて法的サービスを充実させるというのに加えて、日本の法律家自身がこの海外展開といふもののもっと推し進めて、日本人の経済生活等々にもっと良質なサービスを提供できるようさせよという御指摘をいただきました。

それで、今、糸数先生がおつしやったことは、日本人の経済活動、企業等々の経済活動が活発になつて、それを支えるものももちろん必要であるし、特に中小企業等々にもきつとした法的サービスが届くようにしなきやいけない。しかし、そのビス

す。
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙
手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(荒木清寛君) 全会一致と認めます。
よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(荒木清寛君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(荒木清寛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時三分散会

平成二十六年五月十四日印刷

平成二十六年五月十五日發行

參議院事務局

印刷者

國立印刷局

K